

令和元年度 全国有床診療所連絡協議会 中国四国ブロック会第11回総会／ 中国四国医師会連合有床診療所研修会

とき 令和2年1月26日（日）13：00～15：40

ところ 岡山県医師会館4階「401会議室」

[報告：山口県医師会理事 伊藤 真一]

1月26日（日）に岡山市で全国有床診療所連絡協議会中国四国ブロック会の第11回総会及び中国四国医師会連合有床診療所研修会が開催され、本県から河村県医師会長、正木部会長、阿部副会長、林田部会理事、伊藤が出席した。

総会に先立ち、11時より役員会が開催され、正木部会長と伊藤が出席した。第11回総会の運営や次年度総会の日程（令和3年1月24日（日）、於：ホテルグランヴィア岡山）について協議、決定した。その他、役員改選、日医有床診療所委員会の最終答申についての説明と報告があり、スプリンクラー問題、病院等によるM&A等についての情報交換を行った。

総会には中国四国9県より約50名が出席した。

総会議事

中国四国ブロック会の齋藤会長が、挨拶に引き続き議長を務められ、議事が進行された。庶務担当の大谷理事から平成30年度の事業報告及び収

支決算報告について報告され、原案どおり承認された。

基調講演

有床診療所の事業承継（税制を中心として）

～個人開業の場合・医療法人の場合～

税理士法人青木会計代表社員／

日本医師会有床診療所委員会委員 青木 恵一

開業医の高齢化により、診療所における承継では後継者不足が問題になっている。令和元年に後継者のいない診療所の比率は85%、1年間で廃止・休止となった診療所は全国で6,490施設にも上り、約30%増加している。中でも地方の診療所はさらに減る傾向にあり、若い医師の新規開業も少なく、高齢の医師が徐々に引退していることから、今日では、事業承継に非常に関心が高まっており、親子間の承継が難しいことから、第三者承継がキーワードの一つである。

昨年、個人事業者の事業承継を促進するため、



事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置として、個人版事業承継税制が創設された。これまでの事業承継税制においては、個人においては土地のみが優遇されていたが、この税制は、事業を行うための多様な事業用資産（特定事業用資産）が対象であり、土地（面積合計400m²以下の部分）・建物（床面積合計800m²以下の部分）・医療用機械などの一定の減価償却資産も対象になる。相続税・贈与税が全額納税猶予されるため、生前に事業承継を行う際にも活用できる。また、事業相続人の条件として、中小事業者（常勤職員が100人以下）であること、相続開始の直前に同種・類似の事業に従事していることなどがある。これらの条件を踏まえると、病院よりも有床診療所、特に個人開業の先生方に合った税制である。ただし、猶予税額が全額免除されるのは、後継者が死亡した場合又は事業を継続できないやむを得ない事情があった場合に限られることに注意が必要である。

この税制については、10年間の時限措置とし、平成31年1月1日～令和10年12月31日までに行われる相続・贈与が対象となる。本制度を活用するためには、平成31年から5年以内にあらかじめ承継計画を各都道府県の窓口に提出するとともに、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）に基づく認定を受けなければならない。

医療法人は医療法第39条により設立されており、個人立医療機関を事業承継する場合、開設者・管理者とも変更が必要で、旧医療機関の廃止手続き及び新医療機関の開設手続きが必要である。一方、医療法人立医療機関は、開設者が医療法人のため、管理者・理事長の変更だけで承継ができ、保険医療機関番号も変更がないため、事業承継手続きが容易である。ただし、医療法人では、すべての権利義務も引き継ぐことは留意して承継していただく必要がある。

また、医療法人の相続・事業承継への対応としては、後継者（身内か、他人か）、役員退職給与の支給や運用、医療法人の解散・承継、従業員の退職金準備などについて考えていただく必要がある。

医療法人の中でも、昭和61年10月に創設された「一人医師医療法人」という制度がある。それまで医療法人の設立に必要であった常勤医師3人以上という要件がなくなり、1人でも医療法人化できるようになった。平成元年から平成4年には本制度により爆発的に設立されており、今後、これらの時代に医療法人化された先生方が事業承継を迎える。この時代の医療法人の形態は99.9%「持分あり」である。

昨年の全国の医療法人数は54,790法人であるが、そのうち経過措置医療法人（持分あり医療法人）が39,263法人（71.6%）である。平成19年4月から持分なし医療法人しか設立できなくなったが、現在もおよそ91%が持分あり医療法人であり、「持分あり」から「持分なし」への移行はあまり進んでいない。厚生労働省は、持分の評価額の増額などによる相続税の増加が事業承継のハードルとなることや、持分の払戻請求権の問題が発生することなどを懸念し、「持分なし」への移行を促している。しかし、持分とは私有財産と同様に大切なものであるとともに、「持分なし」への移行は医療法人が解散した場合の残った財産は国などに帰属することを選択することとなるため、税理士としては推奨できない。

経営状況などから持分なし医療法人へ移行することもあるが、「持分なし」への移行の際に同族経営の場合は贈与税が課税される場合がある。

これを免れるために、社会医療法人又は特定医療法人などの必要要件を満たし贈与税を非課税とする対策もあるが、これには、役員らのうち親族・特殊の関係がある者が3分の1以下であること、また、地域医療計画に医療機関名が載っていること（5疾病5事業の実施）などの要件がある。また、移行の際には社員全員の同意に基づく定款変更が必要なほか、「持分あり」には後戻りできないというポイントがある。

持分なし医療法人への移行が進まなかつたため、厚生労働省は平成26年に認定医療法人制度により移行促進策を進めた。この税制は「持分なし」へ移行する際、同族経営などの場合は贈与税が課税されるという欠陥があつたが、平成29年の医療法改正・税制改正において、みなし贈与課

税が非課税になるよう改正された。改正後の認定医療法人制度は、令和2年9月30日までの時限措置であったが、令和5年9月30日までの3年間延長された。運営に関する要件は、これまでの法人贈与税非課税基準と比較すると、役員の親族要件（3分の1以下）や5疾病5事業の実施などの要件が緩和された。ただし、遊休資産を過剰に保有しないことなどの条件が追加されているほか、役員給与規定の作成も必要である。

なお、有床診療所の場合は病床があるため人員配置基準が決まっているが、基準に満たない場合、法令違反となり認定医療法人化が認められなくなるので注意が必要である。

最後に、相続税対策について少しお話させていただく。相続税対策の基本は「生前贈与」である。細かくコツコツと多くの人に贈与することが有効となる。有効な非課税特例として、30歳未満の子・孫・ひ孫への教育費を贈与した場合、受贈者1人につき1,500万円まで贈与税が非課税という規定がある。これらをうまく活用していただき後継者を育てていただければ、本当の意味での相続税対策になるだろう。事業承継対策になるので確認していただきたい。

特別講演

次期診療報酬改定について

日本医師会副会長 今村 聰

平成30年度に前回の診療報酬改定が行われ、その後2年間のうち、令和元年10月に消費税率が8%から10%へと引上げられた。今回の改定で具体的にどのような細かい点数になったかを、プロセスも含め簡単にお話しをさせていただく。

消費税率10%への引上げは、中医協の下に設けられている「消費税分科会」と「薬価専門部会」、「保険医療材料専門部会」において議論されていった。消費税率10%への引上げに伴う診療報酬上の対応は、基本診療料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せすることとなっていた。

しかし、平成26年度の診療報酬改定での消費税率引上げへの補てん不足が判明したことから、消費税率5%から8%へ引上がった部分も含め、

5%から10%への引上げに対する補てん状況が是正される配点となった。例えば、有床診療所の入院基本料については861点から917点となり、消費税対応分の補てんは71点となっている。つまり、8%から10%への引上げの2%分で56点も上がっている。有床診療所では消費税率5%から8%への引上げの際、入院の部分で十分に補てんができるいなかつたために、今回の補てんにおいてそれを取り戻す上乗せとなっている。消費税率10%への引上げ後の補てん状況については、消費税分科会において、必要なデータが揃い次第、速やか且つ継続的に検証を行う予定である。消費税の負担が引き続き発生しているようであれば、日医としても中医協においてその是正を訴えていく。

次に、中医協の立て付けについて説明する。診療報酬改定において一番重要なのは、診療報酬全体の財源の決定である。以前はこれを中医協で決定していたが、現在は①：予算編成過程を通じて内閣が改定率を決定し、②：社会保障審議会（医療保険部会・医療部会）で重点をおいて配分すべき点「診療報酬改定の基本方針」を策定し、③：①、②を踏まえ中医協において個々の具体的な診療報酬点数の設定を決めるという流れになっている。また、パブリックコメントの募集や公聴会の開催などがあり、重要な要素は次回以降の改定に大きくつながるため、国民の声で有床診療所の重要性をあらためて強く主張していただくことが大切である。

中医協は、支払側委員と診療側委員が保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整するという、いわゆる「三者構成」をとっている。支払側委員は保険者・被保険者の代表7名、診療側は医師・歯科医師・薬剤師の代表7名であり、公益代表は6名となっている。中医協には総会の下に、専門部会（診療報酬改定結果検証部会、薬価専門部会、費用対効果評価専門部会、保険医療材料専門部会）や小委員会（診療報酬基本問題小委員会、調査実施小委員会）、そのほか関連組織が設けられており、さまざまな課題について、まずは適切な組織において検討していくことになる。

中医協では、令和2年度の診療報酬改定に対して、診療側は国民に安心・安全で納得できる医療を提供するためには医療機関などの経営が健全であることが重要であるとし、特に医療従事者の負担軽減や医師らの働き方改革の推進、ICT活用などの医療の高度化には政府の成長戦略として別財源を充てること、薬価改定財源は診療報酬本体に充当すべきことなどを訴え、診療報酬改定のプラス改定を要求した。一方で、支払い側は診療報酬はマイナス改定とすべきであるとし、薬価などの引下げ分は診療報酬本体に充当することなく国民に還元すべきであるとし、真っ向から反対した。

社会保障審議会（医療保険部会・医療部会）において、今回の診療報酬改定の基本的視点と具体的な方向性として、①医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進、②患者・国民にとって身近で安心・安全で質の高い医療の実現、③医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進、④効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上の4点が挙げられている。特に、①は重点課題とされており、今回の診療報酬全体（医科・歯科・調剤全体）は0.55%のプラス改定となったが、そのうち0.08%は消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応に充てられる。それを除いた0.47%分の財源のうち、医科についてはもともとの医科の診療報酬財源と比べると0.53%上がった。

勤務医の働き方改革への対応としてのプラス0.08%分である公費126億円程度は、すべて救急病院に充てられる予定である。国は救急車等の受入台数2,000台で対象の線引きを行い、2,000台に達しない医療機関へは地域医療介護総合確保基金（公費143億円程度）を活用して対応するとしている。これについて日本医師会は、病院規模により負担が大きく異なり公平性に欠けるとし、適切な評価ができるよう訴えている。地域医療介護総合確保基金は仕組み上、使い勝手が悪く、厚生労働省と対応を検討しているところである。

また、中医協においては個別項目について30数回の議論が行われたが、令和元年11月27日に有床診療所に特化した議論をしている。有床診療所が地域において担う役割を踏まえ、病院から

の早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能や、終末期医療を担う機能などをさらに推進する観点から、有床診療所入院基本料の加算について要件及び評価を見直すことなどが議論されている。今後、各点数項目の具体的な改正内容について踏み込んだ議論が行われ、答申は2月上旬の予定である。

地域のかかりつけ医機能を持つ有床診療所は、地域の患者・住民にとって大きな安心感をもたらしており、この点については中医協においても誰も否定しない。日本医師会としても引き続き有床診療所への適切な評価を求め、有床診療所の機能が今後ますます発揮できるように全力を挙げて取り組むので、今後も情報提供やご支援をいただきたい。

特別発言

全国有床診療所連絡協議会会长 鹿子生健一

中国四国ブロック会の総会・研修会は、中国四国医師会連合の有床診療所研修会として位置づけられて開催されており、全国協議会としても非常にうらやましい関係である。

また、中国四国ブロック会からは、齋藤義郎会長が全国有床診療所連絡協議会副会長としてご尽力いただいているほか、同ブロック会理事の木村丹先生、正木康史先生、大谷博正先生にそれぞれ介護保険、診療報酬、防災担当の常任理事としての重要な役割を担っていただいている。全国有床診療所連絡協議会でブロック会を開催しているのは、関東、九州、そして中国四国ブロック会だけであり、中でも中国四国ブロック会は非常に活発に活動されているので、全国協議会に対する今後ますますのご支援をお願いする。

県下唯一の医書出版協会特約店

井上書店

〒755-8566 宇部市南小串2丁目3-1(山口大学医学部横)

TEL 0836(34)3424 FAX 0836(34)3090

[ホームページアドレス] <http://www.mm-inoue.co.jp/mb>

新刊の試覧・山銀の自動振替をご利用下さい。